

# 熊本地方裁判所による裁判員裁判模擬評議を利用して

上 田 理恵子

## はじめに

2009年5月から始まる裁判員制度の広報活動の一環として、熊本地方裁判所は現職裁判官による出前講座を提供している<sup>1</sup>。本学教育学部法律学概説の授業でも、2008年6月25日にこの出前講座を利用させていただいた<sup>2</sup>。昨年度に引き続き2回目となるが、今回はとくに模擬評議の実施をお願いした。最大の理由は、昨年度の学生の感想である。裁判員裁判の中心となる評議については、「客観的な判断などできないのではないか」「法律の素人なので、発言する勇気がないのではないか」「議論についていけないのではないか」、などという漠然とした不安だけが先立つあまり、冷静な議論が難しい。この点、出前講座実施後の感想では、不安が解消され、視界が開けたという感想もみられた。それでも、実際に自分たちがどのように評議を進めていけるのか、実感が伴わない傾向が否めなかった。まずは、評議について具体的なイメージをつかませることができないか、というのが今回の学部における教育実践のねらいである。

## 1. 授業全体の実施計画

以下は、2008年度前期に行なった法律学概説の実施計画である。「授業の目的」と「テキスト」はシラバスからの抜粋であるが、「授業の内容」はシラバスと若干異なる。昨年度と同様、憲法に関わる部分は併行する日本国憲法の授業に分担させ、民事法や刑事法、基礎法部分の解説に少しでも多く時間をかけたかったからである<sup>3</sup>。社会科専門科目のうち選択必修科目にあたり、出席者数は32名を数えた。

### 【授業の目標】

最近の司法制度改革の一環として「裁判員制度の導入」や「学校教育等における司法に関する学習機会の充実」が打ち出されている。これから教育現場で社会科を担当すれば、自分たちが生徒であった頃に比べて、法に関わる指導分野が飛躍的に増加してくるさまを目の当たりにすることになるだろう。このような事情をふまえ、本講義では大きく分けて以下2点の目標を設定したい。

(1) 市民的教養として、法・法学に関する基礎知識を身につけること。

(2) 将来、中学校や高校で法制度に関わる分野の授業を担当するにあたって確認しておくのがふさわしい方法の数々（法的思考、法令集・判例等の読み方、調べ方等）を身につける。

### 【授業の内容】

財産と家族(1)~(4)、犯罪と刑罰(1)~(4)、法の仕組みと運用(1)~(4)、まとめ、試験

### 【テキスト】

佐藤幸治・鈴木茂嗣・田中成明・前田達明『法律学入門』有斐閣（2000）

この他、小型または中型の六法を持参すること。代表的なものに、『ポケット六法』（有斐閣）、『コンパクト六法』（岩波書店）、『デイリー六法』（三省堂）などがある。

## 2. 授業計画における特別授業の位置づけ

上述の授業計画のなかで、模擬評議については、あくまで裁判所との相談のうえではあるが、なるべく「犯罪と刑罰」と「法の仕組みと運用」との間にあたるように実施することとした。刑法の役割や基本原則、犯罪の概念や刑罰の目的、種類といった刑事実体法に関わる基礎知識を学ぶ。行刑制度一般や死刑の存廃論についても、時間の許す限りここで取り上げる。続いて一連の刑事手続の流れのなかで刑事裁判が果たす役割を考えつつ、特別授業に臨む。その後はさらに、民事事件などさまざまな社会紛争の解決における司法の役割を考えながら、裁判員制度についてもフィードバックする、という授業の流れを創ってみた。

これに加えて、学生達には5月末までに裁判所の傍聴へ出かけ、感想を提出するという課題を課してある。つい最近までは「検察官が早口でわからない」「用語が難しい」という記述が多かったが、昨年あたりから「思ったよりわかりやすかった」という記述も増えてきている。裁判員制度開始に備えた裁判所の取り組みが功を奏しているのだろうか。

### 3. 公判部分について

学生たちは、模擬評議に先立ち、裁判所から貸し出された1時間程度の公判ビデオを視聴している。公判ビデオを視聴してから模擬評議までには1週間が経つため、模擬評議の時間開始前の休み時間中も上映しておいたが、記憶にはあまり残らなかったようである。裁判所からの依頼で、事件の概要や、傷の部位を示した図など、配布資料は授業時間後にはその都度回収している。

用意された公判ビデオで上映されたのは、被告人男性の持っていた包丁が被害者男性の腹部などに刺さり、被害者が大けがをした、という事件である。

事件前、被告人と被害者は、現場のカラオケスナックでけんかになった。その際、店でビール瓶を持ちだした被告人に対して、被害者が一方的に殴ったり蹴ったりしたあげく、被告人は顔面打撲など全治2週間のけがを負った。このけんかは店内にいた他の客によって止められ、被告人は帰宅、被害者は店内に戻った。ところが、被告人は自宅にあった刺身包丁を持って再びスナックに戻り、店の外で事件が起った。被害者は左腹に深さ10センチメートルの2週間の怪我のほか、左膝には約2か月の治療を要する怪我を負った。

被害者と被告人のほか、スナックのママが証人として出廷している。いずれも、検察官、弁護士双方から尋問と反対尋問が行われている。

被害者の証言によれば、店の外に出ると被告人がいきなり体当たりしてきて、とっさに避けたが左腹を刺された。さらにもみ合いになり、離れたときに左膝に痛みを感じた。被告人に殺されると思い、必死で逃げていくときに左の二の腕、肩の下の背中辺りに1回か2回痛みを感じた。被告人は「こら、待て」と怒鳴っていた。

これに対して被告人の主張によれば、包丁を持ち出したのは脅かすつもりであり、相手の腹を刺すつもりはなかった。もみ合っているうちに、被害者が包丁を引くのと自分が押すのが同時になり、はずみで包丁が被害者の腹に刺さってしまった。そのほかの傷も被害者に殴りかかれるのを怖れて振り回しているうちについたもので、逃げる被害者を追いかけたのではない、という。

証人となったスナックのママは、被害者と被告人が外へ出て行ったと聞き、心配になって外へ出ると、出入口に血が落ちていたのを見たこと、右手に包丁を持った被告人から「やっちゃった。腹が立って刺した」と言ったのを聞いたことを証言した。

検察官は、被告人が故意に殺意を持って被害者を刺したとして、懲役6年を求刑した。根拠としては、①犯行に使用した刺身包丁は全長26.5センチメートル、刃体15.3センチメートル、人を殺傷する能力がある。②被害者の傷が深く、刺さった場所も左腹という人体の枢要部である。③証人が聞いた被告人の発言は、殺そうとして刺したことを意味する。

これらに対する弁護人の主張は、おおよそ以下の通りであった。①刺身包丁を持ち出したのは、被害者に謝らせるためであって、殺意はない。②包丁が刺さったのは、いずれももみ合いになったはずみである。被害者に「そんなもんで引くとでも思っているのか」と言われた被告人が包丁振り回した結果であって、殺そうとか、殺してもかまわないという殺意はない。③証人が聞いた、という被告人の発言も、証人の思い込みがまじっており、殺意を立証するにはいたらない。

### 4. 評議の様子

当日は、熊本地方裁判所の現職裁判官を迎えて、先に裁判員の選出から裁判、評議にかけての流れを紹介した15分程度のビデオが上映されたあと、事件の復習と評議にはいった。今回は7名が裁判員役を担当した。選出方法は、無作為に選出した1名から、次々に周囲の人を指名してもらった。

評議は、傷害の故意にとどまるのか、殺意まで認めるのか、という「殺意の有無」を判断するところから始められた<sup>4</sup>。最初に「殺意あり」が5名、「傷害」が1名、「わからない」が1名であった。

裁判官は「人間は、とても『うそつき』なものです。我々は事件を見るとき、まずは客観的なものから始めます。ひとつは傷のつき方、ひとつは凶器です。」と述べ、傷については念のために板書し、凶器については銀紙で作った実物大の刺身包丁の模造品を示した。

評議の流れとしては、争いのない部分（動機、犯行直前の行為など）を確認したあと、裁判官と裁判員役の学生とのやりとりに移る。一つの質問に対して必ず裁判員の意見を求めるよう、裁判官から配慮されていた。時間が長くかけられたのは証人の発言内容や傷の形状についてである。例えば「証人は嘘をつかないか」と尋ねられると3名の裁判員が「つかない」と同意した。そうだとすると、弁護士の主張どおり「記憶はあいまい」という裁判員が1名。しかし「日常的でないことには鮮明なのではないか」と問い返されると反論できなかつた。傷の形状につ

いては、「もみ合っているうちに傷がついた」という主張する裁判員が、身体を動かして傷の付き方を示してみせ、皆の注目を浴びた。このあと、切り傷より刺し傷の方が殺傷力も高いという指摘をふまえ、先に腹を刺されておきながら、相手に向かっていくかどうか尋ねられると、判断に迷う裁判員が増えた。

評決では、「殺意あり」が裁判官を含めて3名、5名は傷害罪にとどまった。

評議にあてられた時間は実質上70分程度であり、量刑の評議は割愛された。

最後に、裁判官に対する質問の時間が5分程度とられたが、率直な質問に対する丁寧な回答という印象が強かった。

問「率直な話、この制度をどう思われますか？」

答「(仕事が増えたり、建物を改築したり手間がかかる点では)『めんどろ』とは思う。でも、新聞などで、『判決』に納得できない、という批判をみることがある。皆が納得のいく判決を出すために役に立てばいいと思う。」

問「裁判員の身に危険が及ぶことは絶対ないですか？」

答「『絶対ない』とは言い切れない。それは現職裁判官も同じこと。ただ、裁判所側もできるかぎり対策をたてている、例えば、罰則であったり、裁判員の匿名化であったり、場合によっては裁判所の建物内の設備であったり。」

## 5. 受講生の感想とアンケートより

以下は受講生の感想をいくつか挙げておく。修正は、明らかな誤字・脱字の修正程度で最小限にとどめてある。

評議を経験して、多数派にみられるのは、新鮮な驚嘆や、裁判員という役割の重要さへの気づきである。積極的に参加したいという意欲を示すまでになった人もいる。

「事件について様々な意見を交わしているとき、とても真剣な気持ちになり、加害者や被害者の証言や心理について考えました。一つひとつの証拠や言動を分析することは非常に新鮮で、よい経験ができたと思います。自分としても納得のいくものが欲しいし、真実が知りたいです。もし、裁判員に選ばれたら、その気持ちが原動力になると思います」

「正しい判決を出すために、一つひとつの事柄を細かく考えていた。裁判員の一人一人の意見も異なり、事件関係者の証言の矛盾も発見できていて、実際の裁判の様子がよくわかった」

「裁判員制度が身近に感じられるようになった。」

「裁判の形はできていたようなので驚きました。」

「無理やり結果を出さなければならないのは裁判員制度の宿命だとおっしゃっていたのが特に印象に残りました。」

「事実を客観的に見ることが大切だということだ。」

「(今までは)他人事だから何とでもいえたところがあると思う。メディアで騒いで被害者や遺族を出せば、その感情が高まる。しかし、裁判員制度なら、そう簡単に言わなくなると思った。」

「一番印象に残ったことは、裁判では、人の意見をすべて信用するのではなく、絶対にゆるぎない証拠を信用する、ということだった。確かに、人は追い込まれたら嘘をついてしまうし、一般市民だったら、それを信用してしまうかもしれません。」

「来てくださった裁判官の方が裁判員に細かく質問されていて、私たちも事件について考えやすかったです。」

「意見が思うように言えなくて、結局裁判官の意見になるんだろうと思っていたので、そうではないことを学べてよかった。」

裁判員役を務めた学生ならではの本音も垣間見えるものもある。

「被害者の方には申し訳ないが、あらゆる角度から検証を行うのは謎解きみたいでおもしろかった。」

「初め裁判員に選ばれて嫌だったが、実際やってみておもしろかったし、もし選ばれていなかったら、今回の特別講義に積極的に参加することもなかっただろうし、裁判と裁判員制度についてしっかり考え、自分の意見や意志を持たなかったと思うので、選ばれてよかったと思った。」

「初めてこんなに一つの事件について考えました。いろいろなパターンを考えると自分の考えが行ったり来たりして、どんどんあやふやになって頭がこんがらがりました。」

依然として、あるいはかえって不安を覚えた人もいるようだ。

「他の意見にも左右されやすいので、素人には難しいと思いました。」  
 「一步間違えば大変なことになると思いました。」  
 「やはりなにも法律や裁判のことについて知らない自分が裁判に参加するのは難しいのではないかと感じました。」  
 「裁判官の方は9年の裁判経験を通して人の心理や事件の状況などについての勘や考え方を自分のものにしてきたんだなあと感じ、裁判員制度で選ばれ、何の知識もない素人が人を裁くというのは少しこわい面もあるなと思いました。」  
 「模擬だったら自分も裁判員をやりたいが、本当の裁判では、少し嫌だ」

昨年同様、法廷の外で聴く現職裁判官の話も好評である。

「裁判官はかたい人のイメージだったけど、気楽な感じで、いろいろ話をしてくれて、とてもおもしろかった。」  
 「裁判官の方の話を聞くことができ、貴重な時間だった。」  
 「学校の講義と違って、現場の生の声を聞け、伝わり方が違うので、とても新鮮であり、楽しく学ぶことができます。」

個別の感想に加え、今回は、特別授業の実施前と実施後に、簡単なアンケートを実施してみた。制度の導入の賛否を問うもの（表1）と、個人的に参加の意欲を問うもの（表2）の2項目である。実施前は30名、実施後は31名分の回答があった。

特別授業の実施後、裁判員制度への「賛成」が2倍に増加している。「反対」も根強いが、「その他」の

自由記述を読むと、実施前には制度への疑問や不安が挙げられているものが多く、実施後は、長所と短所の間で決断がつかかっている、という内容がほとんどである。

自分が裁判員候補者に選出されると仮定した場合の態度についても、特別授業の実施後には、「積極的に参加したい」という回答が増加し、少なくとも「抵抗」してまで拒絶しようという姿勢はなくなっている。それでもなお、「選ばれたくない」という気持ちは強い。

### おわりに

本格的な模擬評議に比べれば、今回の授業で実施できたのはほんの一端にすぎない。それでも、「評議について具体的なイメージをつかむ」という冒頭に掲げたねらいは、概ね達成できているようである。評議で裁判員が心証を形成するに必要なのは、客観性と合理性という視点から一つひとつの証拠や証言を確認する作業である、と実感することができた者が多いからである。

しかしながら、裁判員制度について、制度の是非も含め、受講生たちが考えねばならないのは、ここから先である。彼らの多くには、自分が小・中学校で、裁判員制度まで含め、法に関する授業を担当するという将来も待っている。このことをふまえ、彼らが現時点での「気づき」をどのように展開させていけるかは、最終的には彼ら自身の努力にかかっている。ただし、教員の立場からどのようなサポートが可能かについては、法律学概説担当者のみならず、より多くの方との連携が待たれる。

表1 裁判員制導入について

	実施前	実施後
賛成	7	14
反対	16	13
その他	7	4

表2 自分が裁判員候補者に選ばれたら

	実施前	実施後
積極的に参加したい	0	8
できればなりたくないが、選ばれたらきちんと務めよう	23	22
選ばれたら仕方ないので、おとなしくやり過ごそう	3	1
選ばれないよう抵抗する	3	0
その他	0	0

最後に、本学教育学部で出前講座を開催していただいた熊本地方裁判所の皆様に、この場を借りて心より御礼申し上げたい。

- 1 熊本地方裁判所のサイト内 <http://www.courts.go.jp/kumamoto/about/koho/demaekouza.html>。(2009年2月10日現在)
- 2 詳細は上田(2008)「法教育担当者に向けた授業づくりの試み—裁判員制度に関する熊本地方裁判所出前講座の利用を通して—」熊本大学教育実践研究第25号, 113-118頁。参照のこと。
- 3 上田(2008)前掲116頁に同じ。ただし、公法の役割を法システム全体に位置付けて考えさせるために、まだ工夫の余地がある。
- 4 志学館大学では、鹿児島地裁をはじめとする地元の法曹界との連携により、本格的な模擬裁判を開催している。志学館大学法学部(2008)「2007年度裁判員模擬裁判を終えて」志学館法学第9号, 187-200頁。今回、用意された事件は、私どもが利用させていただいたものと同じである。したがって、厳密に評議するなら、志学館大学レポートのように、過失犯か故意犯かという争点から始めるべきなのだろうが、参加者の記憶や時間的な制限等を、裁判官も配慮されたものと思われる。